

プロイセン初期工場法の成立と ブルジョアジーの民衆教育観の変容

対馬達雄*

I 序

児童労働（営業的児童労働）とその保護をめぐる問題は、周知のように大衆就学の基礎的条件を構成し、近代以後の公教育が現実の過程として実体化していく上での不可欠の側面である。従ってその歴史的研究は近代教育史の基礎研究として重要な意味をもつ。本稿はこの児童労働問題をプロイセン＝ドイツについて捉え、特にブルジョアジー（産業的中産階級の上層を主体とするいわゆる「市民」として公生活の実質を握る社会層）との関連に照明を当てようとするものである。その主要な目的は以下の点にある。

児童労働の顕現と保護立法化するなかちプロイセン初期工場法の成立過程へのブルジョアジーの関与を検討することにより、この社会層の民衆教育¹⁾に関する思惟の様態特にその変容を明らかにすること。ここで言う変容とは三月前期（1820—48年）から三月後期にかけての民衆教育政策に対する反発から是認の立場への移行を意味している。また初期工場法とは「工場内の年少労働者の就業に関する1839年3月9日の条令」（＝1839年条令）と「1839年条令の一部修正に関する1853年5月16日の法律」（＝1853年法）であって、本稿は両立法間に変容を見いだそうとしている。こうした目的の設定は、私が Diesterweg 研究に係わって展望する名望家政治段階における初等教育政策の形成・展開過程の研究の一環をなす。三月革命以後貴族・地主層と共に「財産と教養」ある階層＝名望家層として統治に加わったブルジョアジー（特に Rhein＝Westfalenにおける）の立場の検討は、三月前期の様態を含め不可欠となるからである。プロイセン官僚絶対主義の下で貫徹される民衆教育政策——とりわけ就学義務の現実化とその質に係わる——の具体相は、この検討を前提にして初めて解明しうる。その場合ブルジョアジーの思惟の短絡的な一元化は避けねばなら

ない。確かに三月前期から後期にかけての民衆教育のあり方をめぐるこの階層の立論にはいわゆる社会問題——窮乏化（Pauperismus）の問題——が共通に投影されている。だがその立論は多元的である。従来ブルジョアジー一般という把握傾向の下で、こうした立場構築の問題は十分自覚されてはこなかった。むしろこの点に関する検討自体が近代ブルジョアジーの思惟＝労働力確保・保全と暴動防止を図る「政治的教化」（インドクトリネーション）の論理というこれまでの一般的な一元論の説明の質的・内容的吟味にも連なると言える。資本制的生産の落し子たる児童労働問題は、この時社会問題と教育問題との新たな結節的局面として有効な考察対象たりうる。従って保護立法化へのブルジョアジーの係わり如何という当面の問題視角は、この社会層内部の多様性の捕捉を含むプロイセン政府の政策意図とこの社会層の立場との相克から同調への過程の究明に外ならない。すなわち以下の論述では、産業的立脚基盤と民衆評価を主因とした内部的対立を包摂しつつ、この社会層の主力が三月革命期を分岐点に大衆就学の否定から保守的体制内縛の倫理を前提とした就学促進の肯定（実質化）に至ったこと、児童労働規制をめぐるこうした経緯が政策主体の内部問題に関連づけられて動的に明らかにされる²⁾。

ところで上の文脈からも知られるように、児童労働問題のこのような検討は工業化過程における民衆教育のいわば現実態の究明に通じている。しかし管見によると、プロイセン＝ドイツ教育史研究ではこの問題自体ほとんど自覚的に考察されてはこなかったように思われる³⁾。確かにプロイセン公教育成立過程に占める児童労働問題の比重と性格を例えばイギリスの場合との対比において考えると、そこには基本的な差異がある。言うまでもなくイギリスについては児童労働の規制措置（特に1833年と1844年の工場法）とブルジョア主導の下での民衆教育への公的介入・支配たる公教育制度の形成が不可分に結合し、この問題に注目する必然性がある。一方プロイセン

* つしま たつお 秋田大学

においては、工場法自体を軍事的要因に基づく官僚絶対主義の所産とみなす一般的理解のために、それと18世紀絶対主義の段階で構築された公教育制度の変容過程との関連の意味が軽視されがちとなる。こうしたプロイセンの特殊事情も児童労働とその保護に対する関心を喚起させてこなかった一因であろう。しかし繰返して言うが、この問題をいわゆるプロイセン型公教育の実体化過程における検討領域としてだけでなく、近代資本制社会の教育の内実規定に係わる固有の要件として捉えたと、それ自体が研究史上の重要な空白部分に外ならない。西ドイツにおいて近年社会史研究の隆盛と相まって社会的経済的構造変動との関連という視角からこの問題に論及する教育史研究の動向⁴⁾にも、かかる認識の浸透が窺われる。もとよりその実証的考察は今日入手しうる史料の文献の不足のために著しく制約されている。例えば工場児童の実態調査に関する官庁史料自体19世紀前半については不十分であり、かつ正確とは言いがたい。数的にも圧倒的な工場以外の営業に従事する児童労働——本来的な徒弟関係にある雇傭や家内労働の分野——の調査に至っては1890年代末に行なわれている。本稿もこうした史料的制約を免れえないが⁵⁾、研究史上の問題状況の一端を解明するに一定の意義をもちうるはずである。

なお以下の論述は、前述のようにブルジョア階級関与の視角に基づく1839年条令の成立から1853年法におけるその修正に至る時点までの考察に限定される。また1817年の端緒形成から両立法間の錯綜した経緯の記述は紙幅の関係から必要最小限に止め、その委細は G.K. Anton の古典的労作 “Geschichte der preußischen Gesetzgebung zum Schutze der jugendlichen Fabrikarbeiter, Leipzig 1891.”⁶⁾ その他⁷⁾に委ねることにしたい。以上の課題と限定とに基づき、三月前期の児童労働をめぐる保護立法化の動向から言及していく。

II 児童労働問題の顕現と1839年条令の成立

〈1〉 工場児童への政府の関心と規制の動向

児童労働問題に対する文部省の関与は Rhein=Westfalen を中心とした実態調査によって本格化している。Aachen, Trier, Köln, Koblenz, Düsseldorf, Arnsberg, Münster, Minden, Breslau, Liegnitz 各県当局に対する工場児童の状態の調査命令（1824年6月26日の文相通牒⁸⁾）がそれである。周知のようにこの西部二州は三月前期の工業化の最も先進的地帯を擁し、封建的遺制の濃厚な旧諸州農業社会と対立的にブルジョア社会の相貌を備えている。ドイツ経済史研究が明らかにするところでは、工業化は Rhein 州の場合最大の産業部門た

る繊維工業（特に綿工業）を主軸に進行していた。その際、経営形態が未だマニュファクチュア・工場（初期工場）であって作業工程に占める不熟練労働・補助労働の比率が高かったこと、都市・農村部の直接小生産者層の没落に伴う相対的過剰人口の創出と窮迫の現象（窮乏化）に加えイギリス商品による側圧があったこと、こうした要因の相乗化によって特に繊維工業部門において児童労働問題が顕在化していた⁹⁾。

「文相通牒」に対する各県の報告10件の委細は Anton によって記されている。ここで調査内容が各都市に及び他の工場地帯にも妥当と思われる Westfalen 州 Arnsberg 県の報告（1825年4月28日付）について摘記する¹⁰⁾。

- ・入職平均年齢……6～7歳。
- ・労働時間……午前5,6時—12時, 午後1時—8時。平均13～14時間。二交替制による夜間労働（いわゆる夜組）あり。
- ・就労職種……全業種の作業工程における成人男子労働者（基幹・熟練労働者）の下での予備的補助的作業と婦人との単純な連携作業。紡績工程の場合、糸継ぎ・糸巻掛外し等。
- ・心身の状態……肺病・胸部疾患・腺病・身体虚弱等の諸症状と道德的頹廢の蔓延。
- ・学校教育……地域により工場学校（Fabriksschule）の配慮。心身障害のためその効果なし。

各県から報告された工場児童の窮状は、文部省によって医療・衛生行政的側面を含めとりわけ義務教育確保の見地から意識されざるをえない。周知の一般国法（1794年）の満5歳からの就学規定（第2部第12章43～46条）は、1825年から新附 Rhein 州にも就学猶予・免除規定（同44条）を除いて適用されている¹¹⁾。その場合、就学強制の政策意図は身分と職業の限界を越えてはならないとする正統的ルター主義秩序観を前提にしている。就学の終了条件が未だ堅信礼の受礼資格の確認——教育目標の達成——にあったこと（特に1763年の一般地方学事通則第1, 3, 26条）などはその意図の表出である。しかし窮乏化現象に巻き込まれ大量に創出される没落小生産者層・工場労働者等の貧困層は、従来の身分制的枠組をはみでている。それは単に経済的貧困のみならず意識における伝統的態度の喪失——守旧的秩序意識の瓦解——に外ならない¹²⁾。数的に「エルパーフェルトだけでも2500名の学齡児童中1200名が教育を奪われ工場で成長している」という周知の『ヴッパータール便り』（1839年3月）に報告された工場児童の生活現実には、その凝集形態であった。工場児童への最初の国家的関与＝「1817年9月5

日の v. Hardenberg 首相の回章¹³⁾」に対する Berlin 市当局の学力調査報告——特に宗教的知識の有無——において 715 名の工場児童（9～14歳）中 39 名だけ若干の知識を有していたという事態¹⁴⁾に、すでにその危惧が現われていた。それ故、彼らに対する最低限度の教育機会の確保は守旧的秩序意識の民衆レベルでの再建・強化策から生ずる必然的要請なのである¹⁵⁾。

このような政策意図は一般兵役義務制の採用(1814年)以来軍事行政上の要請と結合していた。「回章」の直接的契機が工場労働者の兵役能力の欠陥問題にあったことを初めとして、1828年の v. Horn 陸軍中將の軍事的危機の警告とそれに照応した Wilhelm III の是正措置を求める同年 5 月 12 日の勅令等¹⁶⁾はその例証たりうる。

軍事行政的要請に支援された児童労働規制の方向は、しかしながら経済的後進性の現実をふまえた国家主導（＝官僚主導）の工業育成・振興政策の推進を図る内務省（商工局）の立場と対立するジレンマを内包させていた。20年代から30年代にかけての v. Altenstein 文相による児童保護の呼びかけは、産業競争力の低下の防止と市場の好況の維持を求める v. Schuckmann 内相によって絶えず反対されていた¹⁷⁾。つまり政策主体内部に対立があった。この対立関係は40年代前半まで一貫して存在し、保護立法の形骸化を助長した一因であることをここで指摘しておく。だが工場地帯の児童労働の深刻化が明らかとなる（例えば1834年 2 月 1 日の文相宛枢密顧問官 Keller の旅行報告¹⁸⁾）中で、立法化が不可避とみなされてくる。

ところでこうした児童労働規制の方向に対していかなる係わり・対応がブルジョアジーの間に惹起されているであろうか。Rhein 州会におけるこの層の行動を軸に検討していく。

〈2〉保護立法化へのブルジョアジーの対応

i) 児童労働問題を内包する窮乏化の様相は30年代以降急速に社会問題化していた。因みにドイツにおけるこの問題に関する非社会主義的性格の著作の刊行が20年代の30冊に対して30年代54冊40年代（47年まで）132冊と急増の一途を辿っていること¹⁹⁾にも、全般的な自覚化傾向が反映されている。1839年条令制定促進の一翼を担った Barmen の織布業工場主（ファブリカント）Wuppertal 選出の Rhein 州会議員 J. Schuchard (1782～1855) の活動もこうした自覚の高揚を背景にもつ。すなわち1837年の幼女工の投身自殺未遂事件を契機とする“Rheinisch-Westfälischer Anzeiger”紙（3月29日付）における児童保護の提案・第5回州会への動議の提出は、ブルジョアジー側からの自主的行動であった。同州会の審

議録文書 (Akte) によると、彼の動議は次の五項目——①満9歳未満の児童の雇傭禁止②工場での就業に先立つ3年間の就学証明③1日最大実労働時間10時間④戸外での運動1時間を含む昼2時間の休憩⑤9～14歳の児童に対する工場学校設立による週7時間授業、を内容としている²⁰⁾。この動議は州会の「宗務・学務委員会」鑑定報告に基づいて1837年7月6日の第29回会議で審議されている。以下その要点を抽出していく。

その場合まず問題となるのは Schuchard の立場である。近年の企業家史研究によると、彼は手工業の基礎に立つ独立生産者層の利益弁護の立場から「工業主義」(Industrialismus)を批判する教養あるブルジョアジーの保守的一員であった。彼は工業の過度の振興による「極端な物質主義」の助長に反対し、企業家ないし工場主が宗教的人道精神に基づいて公益的理念の実現に努めるべきことを主張する²¹⁾。こうしたカルヴィニズム的「古き市民精神」擁護の見地から、Schuchard は会議の席上改めて児童酷使による人格の価値の喪失を非難しその保護を求めていた²²⁾。だが彼の動議は大多数の工場主義員から反対されている。彼らの反証は、例えば綿工業の中心地 Gladbach 選出の大紡績工場主 Boelling 議員や Bauer 議員によると、児童労働の制限が親の収入源を奪いイギリスとの競争下にある工場経営に負担を及ぼすということにあった²³⁾。「労働者の境遇を改善しようとする労働者のための発言」はめったになく²⁴⁾、Schuchard はほぼ孤立していた。後述のごとく、ライン・ブルジョアジーを中心とする自由主義者の大勢は下層民（大衆）に対する差別意識と分限維持的な思考を基調とし、その教育・労働諸条件の改革に無関心であった。こうした態度は、工場主の場合、「技術」による労働緩和＝機械体系の集約よりも人間労働力の集約による作業という未だ優越な伝統的観念²⁵⁾によっても維持された。

一方、土地貴族の各種代表議員にこの動議に対する積極的対応は認められず、むしろ無関心的立場が窺われる。ただ郡長 v. Hymmen 議員によって「農業地帯と都市部の児童を比べると都市部の児童の体位が劣り……都市出兵員の不足が農業地帯から補充される²⁶⁾」ことが予想されているにすぎない。

Schuchard の動議は、それにも拘らず 60 票対 9 票（この票は Boelling 等の 11 時間制を希望したもの）の圧倒的多数で採択され、動議内容に基づく保護立法化が国王に請願されている（1837年7月20日）²⁷⁾。その原因は何であったか。第一に、それは地主・土地貴族層が多数を制する州会の人的構成＝身分代表議会の性格にあった。すなわち先の軍事行政的要請の延長線上にある v.

Hymmen の発言がこの社会層の賛意を促した。その発言は労働力の農村離脱が顕在化している中であって、農業労働力の確保というこの層の関心を揺がす作用をもっていたのである²⁸⁹。第二は、大まかな推論が許されるなら、その票決内容からみて Schuchard の強い人道的訴えに、立法化に反対の工場主義員でさえ抵抗しきれなかったためであろう。

かくしてプロイセン上層官僚による工場法の提唱——その一環として例えば Rhein州知事 v. Bodelschwingh による1835年以來の州会への働きかけ²⁹⁰——と対応した「請願」提出を直接的契機として、全10条からなる1839年条令がプロイセン全土に効力をもって公布されている²⁹¹。その要点を摘記すると、(1)満9歳未満児童の工場・鉱山・溶鉱場・碎鉱場における雇傭の禁止・(2)9歳以上16歳未満の児童・年少者(=保護職工)の10時間労働(朝5時から夜9時までの間)への制限と夜間・日曜祭日労働の禁止、午前午後各15分・昼1時間の休憩。(3)3年間の正規の学校教育を受けないまたは母国語の読み書き能力に関する学校長の証明書をもたない者に対する満16歳までの雇傭の禁止(県当局の判断に合格した工場学校設置の場合例外とすること)。(4)牧師が指定する教理学習・堅信礼準備教育の時間内の就労禁止。

ところでこうした保護規定がほとんど実効性をもたなかったことは、土地貴族の利害優先という「請願」の提出経緯からも窺い知ることができる。それはブルジョアジーの大衆就学に対する意欲の欠落でもある。この点に詳しく立入ることとする。

ii) 1839年条令の実効性が成立当初から乏しかったことは、特別監督制度の欠落にすでに現われている。政府部内での条令作成過程で Altenstein が主張した地方的な特別監督委員会の構想は v. Rochow 内相の反対——警察当局が監督義務を保持しているという——によって押し切られていた²⁹²。1833年のイギリス工場法ですでに克服された名誉職的工場監督制度すら存在せず、地区警察と学校当局のみを動員する監督体制(同条令第7～8条)では、監督自体が本来の業務に加うる付随的職務とならざるをえない。また工場主からの自主性の保障は、地区警察の長たる市長が工場主の意向を無視しえないために存在しなかった。こうした監督体制上の欠陥からも、条令の実質的な空文化が惹起されている。

第7回 Rhein州会(1843年)において Schuchard はその実施状況の不徹底について報告すると共に工場監督制の導入を求める動議を提出している。この場合留意すべきことは、条令制定後(1840年)州会内に形成された「ライン自由派」の存在である。Rhein 商工業の一群の

ブルジョアジーから構成されるこの政治的党派は、プロイセン王国全体の自由主義的変革要求を掲げる州内外の反政府陣営の中核であった²⁹³。経済・労働過程に対する国家的介入の要請たる Schuchard の動議は、この党派の反発を促さずにはおかなかった。この党派の指導の一員で Krefeld 選出の H. Beckerath 議員等は、その動議を、1810年法・1811年法を通じて確立した「営業の自由」原則への不当な干渉、「親権」行使の侵害という理由で拒絶している²⁹⁴。こうした対応には教育——従来の共同体的な学校——に対する国家権能への反発の意図も含まれていた。一般国法規定の Rhein 州への適用に基づく貧民子弟の授業料の自治体負担の論議に係わって、この党派が就学義務廃棄の動議を提出していた事実²⁹⁵が示すように、少なくともその自発的利害から工場児童への義務教育確保規定——親義務の実質的崩壊に対する国家の後見的干渉——に賛成するには至らなかった。この時、児童労働については親・教区(救済費)の負担軽減という常套的説明に結びつけて、幼時から勤勉に親しませ貧民子弟の怠惰な性格を矯正するという「教育」観念²⁹⁶が用意されている。いわゆる市民的労働観と倫理的生活原理がかかる観念形成の一要因ではあるにしても、工場児童に対する教育機会の提供は、ここでは慈恵的行為以上のものとは意識されていないのである。Aachen 商工会議所会長でありこの党派の指導的論客であった D. Hansemann (1790～1864) の見解²⁹⁷は、この点をより鮮明に表わしている。すなわち、第一に窮乏化は本質的に怠惰・浪費癖等々の純個人的責任に起因し、下層民には何ら権利の要求資格がないこと。第二に社会政策的介入は「慈善の絆」を解き彼らに新たな欲求を覚醒させること。第三に、一般的就学義務は彼らの子弟に「中産身分」の子弟と同等の権利・平等感情を抱かせ、民主主義的要素の助長に転化する恐れがあること。こうした見解に、階級的優越と下層民の変革エネルギーに対する危機意識を底流とした、体制外的存在(被護民)に彼らを止めおこうとする民衆観が明示されている。従って Schuchard の先の動議は、その根拠が二、三の例外的な事態にだけあるとして採択されずに終わっている²⁹⁷。

ところで工場児童に対する教育機会の提供が慈恵と意識される時、条令が雇傭者の義務として指定する学校教育(1日5時間)自体がマニユ・工場経営を損なわない範囲に限定されることになる。工場児童に対する典型的な教育施設として総称される工場学校は、周知のように正規の公立初等学校(öffentliche Volksschule)の極端に不十分な代用施設である。それは営業活動に規定される授業時刻によって夜学校(Abendschule)、早朝

学校 (Morgenschule) 等の存在形態をとる。この工場学校は30年代から40年代にかけて簇生しているが、その形態は例えば更紗捺染工場主 Ziebler & Schmidt の工場学校規則 (1839年6月13日付) では次のようになっている。

・授業時間……復活祭～ミカエル祭——午後6時～8時30分、ミカエル祭～復活祭——同5時～7時30分。土曜日休校。週合計12時間30分。

・教科目……宗教(聖書の読み方・聖書史・賛美歌)・読み方・暗算・筆算。(全配当時間数の $\frac{1}{2}$ ——宗教)

・授業料……賃金より週1 Groschen 天引。施設維持費として親から週6 Pfennig 徴収³⁸⁾。

こうした工場学校における知識の伝達(従順さの涵養を主とする)自体、条令無視の酷使状態の一般化と相まってほとんど効果を挙げえず、むしろ授業に対する工場児童の忌避傾向を醸成していたことは、その視察諸報告を引用するまでもなく明らかである。同時代の教員新聞において工場学校を「現代学校制度の暗黒面」とみなす論調³⁹⁾は、その劣悪な実態に関する正鵠をえた表現である。

条令成立をめぐる顕現した民衆教育問題へのかかる消極的・否定的対応は、三月前期の自由主義的ブルジョアジーの支配的傾向ではあった。少なくともこの層の支配的なメンタリティとして、無知な下層民をも同一市民に位置づけることは縁遠く、既成支配層との関係における閉鎖的な利害追求のみがあった。しかし、そうした中において Schuchard と異なる立場から三月以後の児童労働保護政策問題に深く関与した F. Harkort (1793～1880) に代表される自由主義者は、固有の存在意義もっている。彼の教育思想の包括的な検討は稿を改め、ここでは主題との係わりで言及するに止める。

Harkortはその出自と30年代までの先駆的な企業家活動(機械製造・鉄道建設・造船)からみても Westfalen の新興ブルジョアジーの典型的一員であった。だが新人文主義の思想的洗礼を受け教員運動の指導にも関与した社会運動家として、その民衆観・民衆教育観は他との大きなずれもっている。彼にとって児童労働と工場学校の現実には、「成人労働者の賃金低下のための……児童の心身の奇形化」と実質的な教育機会の「剝奪」——貧困の再生産——の進行に外ならなかった⁴⁰⁾。こうした指弾の背後には、資本主義化の時代の固有現象(=社会構造問題 Gesellschaftsfrage)と把握された窮乏化の進行に対する危機的認識を基調にした、下層民も含めた個々人の自立性の育成とそれに基づく社会の発展・調和という価値理念の追求があった⁴¹⁾。(もとよりこの追求には合

法性=既成性を前提にするという矛盾的な基本的制約が含まれていた。)この時、従来の守旧的な宗教的臣民教育体制の打破と下層民の無知状態の克服(合理的な労働知識・勤労=所有の認識形成)及び労働・生活諸条件の改善は、不可欠の前提とみなされる。この見地から、彼は学齡児童の就業禁止と産業に対する国家的調整・関与の必要性を唱導していた⁴²⁾。従ってプロイセン下院議会での1839年条令の修正過程における活動は、彼の立論の当然の帰結なのである。

以上、三月前期の児童労働とその保護に関する考察から、ブルジョアジーの民衆教育問題への係わりはその支配的傾向として否定的——無知の放任——であったと結論づけることができる。だがこうした役割行動は三月以後一定の変更をみる。なかんずく保護立法の実効化をめぐる政策決定過程への関与形態に、民衆教育のあり方に関する立場の移行——Harkort の立場と異なった——が浮きでてくる。この移行の様態について、まずその主たる誘因を検討することを通じて明らかにしていく。

Ⅲ 児童労働規制の新局面——1853年法の成立

〈1〉「三月運動」と技術進歩

i) 1848～49年の絶対主義的領邦体制の打倒—封建制変革の運動は、三月革命史研究が明示するごとく、その一側面としてブルジョアジーと下層民=労働者層との社会的政治的対抗関係を顕現させている。因みに E. Todt の調査によると、三月前期のドイツのストライキ件数は27件を数えるが、その目的はほとんどが賃金に関する要求——1件だけ労働時間短縮の要求——であって⁴³⁾、蜂起件数28についてみても、少なくとも40年代初期までは飢餓状態にまつわる機械打ちこわしを伴う暴動がほとんどであった⁴⁴⁾。だが1848年だけで争議件数は60件に増大し、労働時間短縮にまつわる争議だけでも13件に達している⁴⁵⁾。つまり、自らを「労働者」ないし「勤労的階層」と規定する階級的意識が大衆(下層民)の間に顕在化しはじめていた⁴⁶⁾のである。

周知の「全ドイツ労働者友愛会」の結成(48年10月)とその母体となった「ベルリン労働者会議」の「諸決議」は、ツンフト的規制を克服する方向での組織化に基づく物質的精神的な向上を追求している。その場合注目すべきことは、この「諸決議」中第4部「民衆教育」⁴⁷⁾において満14歳までの完全就学(いわゆる年齢主義に基づく)とそのための児童労働の禁止が独自に要求されていることである。40年代中頃から従来のブルジョア主導とは別個に簇生した労働者主導の「教育協会」[Bildungsverein、全17協会]を拠点にして、すでに労働者層の

中でブルジョアジーと教養面での同格化が模索されていた⁴⁹⁾。上記の要求には、この模索の帰結として自己の子弟に対する平等な受教育的権利の自覚が投影されている。換言すれば、「三月運動」における児童労働問題の提起はそれ自体貧困・無権利状態への埋没ではなく、固有の教育要求——「服従倫理の強調」と「市民的教養・陶冶」の二元性の打破——の基礎的な条件確保として積極的に展望されていたことの表出なのである。

三月前期に窮乏化の論議が湧出していたことは先に指摘したが、それらは概ねデスク・プランの域を出なかった。だが労働者のかかる「政治化」の過程で、それらは焦眉の問題の性格をもち、社会政策的な思考が自由主義的ブルジョアジーの間にも漸く浸透している。先にも挙げた J. Kuczynski の整理によるこの問題に係わる著作・小冊子の刊行が48～50年だけで193冊に及ぶこと⁴⁹⁾や、プロイセン国民議会の民衆教育委員会（49年以後の下院文教委員会の前身）の設置が「社会問題が今や世界を激動させている……」という言葉で始まる Harkort の動議を契機としていること⁵⁰⁾は、その例証となる。

反革命の成功＝守旧勢力の復活、この勢力とブルジョアジーとの妥協的癒着関係（名望家支配体制）の下で、階級対立に伴う新たな社会関係への政策的対応は今や不可避であった。Brandenburg-Manteuffel 内閣に商工省大臣（1848年内務省より独立）として入閣した Elberfeld の銀行家出身 A.v.d. Heydt (1801～74) は、1853年法の立役者である。彼は立法化への第一歩「1851年5月22日の各県庁宛商工大臣回章」で1839年条令修正の提案を求めるにあたって、従来の下部行政機関の児童労働問題への対処の甘さを戒め、「市民社会の中で解体的に作用しつつある諸要因を阻止するに適切な方法を見出し適用することが以前より問題となっている現在……政府は工場における労働者の状態を無視できない。」⁵¹⁾と説いている。この言辞には「三月運動」に現われた反体制的方向の予防という政策意図が明示されている。それは保護立法化の過程を貫流する一つの重要な与件とみなしうる。

ii) Heydt を中心とする修正立法化の動きは、もとより上記の意図の存在だけでは説明しえない。30年代から40年代にかけての文部省による立法化とその実効化の企図は、工業育成・振興政策と対立関係にあった。三月以後プロイセン絶対主義と政治面で癒着したライン・ブルジョアジーの一典型と言われる Heydt にしても Elberfeld という代表的繊維工業地帯の経済的利害を離れては活動しえないはずである。それにも拘らず彼が立法化の推進という立場をとるのは、そのことによる産業

政策上の損失がもはや重要視されなかったからである。

児童労働に関する営業政策の転換は、技術史的視点に基づく児童労働研究の成果⁵²⁾を援用して考えると、三月革命期を起点とする急速な技術変革過程に照応している。本稿が児童労働場面として措定している繊維工業部門における技術変革と児童労働の後退との関連を、ダニレフスキイの基準——水力・手動に換る機械的原動機（蒸気機関）の応用をもって、「第二の産業革命」の誘致とする——に従って捉えていこう⁵³⁾。先にも触れたように、40年代前半までの作業工程は手工の道具の作業機への代置という初歩的な技術変革段階にあった。その代置過程自体緩慢であった。紡績業・織布業では、それぞれ多数の下働き・補助者（工場児童）を要する手動・水力ミュール紡機、ジャカード織機が主体であった。だが、イギリスにおける紡績機械輸出禁止策の徹底（1843年）と相まって、50年代初頭までの間に最初の大規模な技術的飛躍——蒸気機関を動力とする機械体系の本格的な導入がみられた。自動ミュール紡機、力織機の導入等がそれである。その場合、フランスにおける2年毎の定期的な工業博覧会や1851年の第1回ロンドン万国博覧会等は、プロイセンの工業生産能力の遅れを明示することによって少なくとも従来の生産に関する思考に衝撃を与え、いわば生産技術的思考を促進させた一要因であった⁵⁴⁾と考えられる。このような機械化に伴う工場児童の減少傾向は〈表1〉から明らかである。この表によって、1846～52年の工場児童が全労働者の中でも著しく減

〈表1〉 プロイセン繊維工業部門工場労働者数⁵⁵⁾

1846年		1849年		1852年	
14歳以下	全労働者	14歳以下	全労働者	14歳以下	全労働者
23,333	199,723	20,554	180,206	13,469	148,327

〈表2〉プロイセンにおける14歳以下全工場児童数⁵⁶⁾

1846年		1849年		1852年	
男児	女児	男児	女児	男児	女児
17,354	13,681	15,972	13,177	12,508	9,437
計 31,035		29,149		21,945	

少していること（42%強の減少率）がわかる。この傾向は〈表2〉の同期間における全工場児童のそれ（30%）に比べ顕著である。このことは特に、繊維工業部門において機械体系の改良と集積が著しいことに起因してい

る。

このように技術化の進行は児童労働の場の提供を少なくしている。もとより成人労働者と工場児童との間に協業が必要とされてはいた。だが児童が行なう仕事は次第に機械の作業工程に含まれた。しかも絶えざる技術変革に基づく生産工程への心身共に未熟な工場児童の投入は、一層不適当となりつつあった。例えば、力織機の場合には長期間の学習が前提となり、10歳前後の児童の配置・使用は不能であったと言われる⁵⁷⁾。後述の下院議会「商工・文教合同委員会」による、14歳までの全工場児童の4/5だけが12歳以下であるという統計的報告（1849年段階⁵⁸⁾）は、こうした事態を傍証している。またこの委員会を事実上指導した Harkort は、彼自身の16頁にわたる調査資料 (Anlage) の中で Wuppertal 近郊 Stadt Burg における14歳以下の工場児童の減少（1843年：372人→1852年：77人）を報告し、その一般的原因を「……改良された機械と製造へのより高度の要求がより幅広い知性を必要としている」ことに求めている⁵⁹⁾。この説明には技術進歩に伴う児童労働の役割転換が明示されている。すなわち本格的な労働手段変革過程において児童労働問題を媒介として民衆教育のすぐれて量的（就学義務の徹底化）質的（内容的）な拡充問題が有機的関連性をもって客観的に提出されてくることになるのである。

Heydt による1839年条令修正への積極的対応は、かかる生産技術変革構造——それに適合しうる労働力創出——の認識を前提条件としていた。機械制工業という限定において、政策主体内の児童労働をめぐる教育政策と経済＝営業政策の乖離は解消し、両者に架橋が生じたのである。三月以後、貴族・ユンカー優位とはいえ、統治に加わったブルジョアジーにとっても、児童保護の実効化政策は本質的にもはや敵対的なものとしては現われえないであろう。以下、三級選挙制下の下院⁶⁰⁾における立法化過程の動態分析を通じてそのことを明らかにする。

〈2〉1853年法案の審議とその論理

i) 1851年の「回章」に対する各県当局の諸報告はいずれも1839年条令の拡充改善を要請し、修正立法の制定を不可欠とみなしている。この修正法案は Heydt によって起草されている（1853年2月2日）。全12条からなる法案について、年齢制限・就学義務と労働時間・監督機構の三点から説明した趣意書⁶¹⁾ (Motive) に従って、その要点を摘記しよう。

第一に、従来の満9歳からの就労は心身に破壊的影響を及ぼしているため就業禁止年齢を満12歳に引上げ、55年5月1日までに段階的に実施すること。第二に、条令

が指定する学齢児童の就労時間（午前5時～午後9時の間）と10時間労働・1時間30分の休憩・5時間の学校教育（計16時間30分）では矛盾があり、結果的に授業軽視の一因となっている。従って、過労防止と授業効果向上のために満14歳（就学義務終了）まで7時間労働に制限し、1日3時間の学校教育——工場学校についても工場主の全額費用負担とし正規の公立初等学校の教育内容を標準とする——を与えること。以後満16歳までは従前通り。その就労は午前5時30分から午後8時30分までの間とし、1時間45分の休憩を設けること。第三に、現行の監督体制の不備是正のため、イギリス工場法（1833年法）の工場監督官制度に倣う特別の「国家当局の機関」を当面「必要性の明白な」工場地帯に設置すること（任意的工場監督制度）。それは州当局の下に設置され、従来の機関の活動と有機的に統一的原則に基づいて運営されるべきものとする。

こうした骨子からなる修正法案は同年2月3日の下院第17回本会議に「人道的な立法」(humanes Gesetz) として上程され、教育政策と営業政策共通の問題とすべきとする v. Patow 議員 (Frankfurt 選出) の動議に基づいて、「商工・文教合同委員会」への審議の付託が採択されている⁶²⁾。以下、委員会での論議とその「報告」をめぐる5月9日・10日の第68・69回本会議での継続審議について考察を加えていく。

ii) 委員会は Harkort (Arnsberg 選出) を含む17名の委員の外に工場主兼商務顧問官 Carl 議員 (Potsdam 選出) と商人 Degenkolb 議員 (Merseburg 選出) の2名を専門委員とし、前述の児童労働の状態に関する Harkort の調査資料を参考に政府案を審議している。結論から言うと、委員会は政府案を採択し本会議に送付した。その場合、委員会報告から明らかなのは、Rhein 州会で現われたような、児童労働の規制をめぐる経済的自由（自由放任原理）との対立問題や国家の個人々の利害（児童に対する親権）への干渉資格の有無を問う根本的論議が提起されなかったことである。抵抗力の弱い工場児童をもはや成人労働者と同様の自由な行為者とは認めがたいとする理解が、その底流をなしていた。こうした理解は本会議においても再確認されている⁶³⁾。従って、「国家的安寧」を左右する工場労働者のために道徳・秩序及び人間的処置を助成すべきとする Heydt の趣旨説明⁶⁴⁾ に対して、原則的な賛成があった。それは、文教委員会の委員長として審議に加わっていた鉦山監督官 Steinbeck 議員 (Breslau 選出) や大土地所有者 Cieszkowski 議員 (Posen 選出) 等の本会議での発言内容が、保護立法による「プロレタリア化現象」への対抗

と社会全体の「将来的希望」の確保——宗教的教育の保障——の強調にあった⁶⁵⁾ことにも表わされている。

だがこうした原則的賛成にも拘らず、委員会には政府案に対する企業家や自由主義者の批判的反応があった。その第一は、保護規定自体が当面「必要性の明白な」工場地帯に工場監督官を置くということによって工場制度に限定されていたことにある。農業的利害に基礎を置く保守的な多数派（ユンカー層）からは、「……農作業・家畜番その他類似の仕事への就学年齢児童の使用を禁ずる提案」は当初から反対されていた⁶⁶⁾。この時、農村での児童労働は共同体的擬制の中に包摂され、人間的な状態が仮定されていた。Harkort の調査資料は、その大半の部分を工業による人間の心身の損傷という保守派の批判の一面性に関して充てており、統計的數字を駆使しながら実証的に反駁している。すなわち工業的な西部諸州の救済費支出が農業的な東部諸州のそれよりも少なく、就学状態・道徳性の状態（私生児出生率からみた）も東部に勝っているということである⁶⁷⁾。しかし本会議における保守的な多数派の発言内容に照らしてみても、専ら工場主の非良心と営利欲が非難され、工場児童に問題を限定させることによってその他の分野への波及は忌避されている。政策主体の性格からしても法案はもとよりこうした保守派の利害には反しえなかった。そのことは児童保護による大衆就学の拡充をめぐる異質な社会経済的基盤に立つ勢力間の対立状態を示している。換言すると就学義務徹底化の政策意図の限界がすでに支配層内部に存在していたのである。

法案に対する第二の批判的反応は特に Degenkolb 議員から示された。自由主義的社会政策家として知られる C. Degenkolb (1796~1862) は、その法案を工場労働禁止による貧困の増幅を考慮せず児童の学校教育と身体的発育を過度に重視する一面的立場と捉える⁶⁸⁾。本会議においても彼は児童労働の孤立的な禁止が新たな問題発生との連動となることを指摘し、それにむしろ「残酷な人道」を見いだす。この時彼には単なる営利性追求の合理化ではなく、国家による貧困家庭の救済が不可能に近い現実にあっては依然として児童の労働力としての必要性が失われまいとする認識があった⁶⁹⁾。事実、機械制工業の発展の背後で再編成され実質的に規制の及ばない小規模営業・家内労働分野等は貧困子弟の一層劣悪な最後の労働場面となり、そこに彼らは大量に沈没するのである⁷⁰⁾。Degenkolb が提示した初期工場法自体のこうした限界問題は、社会事業史との関連で改めて言及すべきであって、これ以上立入る余地はない。

ところで上述の委員会での第一の批判的反応——工場

制度への問題の限定は、工業代表者の間に「工業の諸要求の軽視」という反発を惹起している。それは、法案第4条——満14歳までの7時間労働制と1日3時間の学校教育——が工場利益を損なうという理由に基づく2件の法案修正動議となって現われる。一つは Rhein 州知事 Kleist-Retzow 議員 (Merseburg 選出) の第4条の適用停止を求める動議であり、他の一つは Carl 議員の学校教育を3時間から2時間に短縮しその残余を労働時間に充当することを求める動議である⁷¹⁾。だがこうした動議は、政府案以上に工場労働の下限年齢を14歳として推していた Harkort⁷²⁾ から激しく批判されている。更にそれは司法官候補 P. Reichensperger 議員 (Köln 選出) や牧師 Tissen 議員 (Aachen 選出) 等によっても「法案の趣旨を理解していない」と論難され⁷³⁾、結局斥けられている。その場合、とりわけ Reichensperger の反証——「青少年の諸能力の保護が大人の労働能力の向上を期待させる」⁷⁴⁾ といういわば教育効率の労働効率への転化の論旨が、決定的に作用していた。また、検事 Koltz 議員 (Merseburg 選出) 等による7時間労働から6時間労働への制限を求める修正動議⁷⁵⁾が採択されたのも、単に成人労働者の12時間労働制に対応させた6時間の二交替労働制という便宜上の理由だけでなく、本質的に Reichensperger の論旨が支持されたからに外ならない。技術進歩と生産効率及び実学初歩を含む一定度の組織化された知識体系——宗教教育に基礎をおく——の有機的関連性は、ブルジョアジーからも漸く一般的承認を得ていた。しかも工場制工業における工場児童の存在はもはや作業工程において重要ではなかった。Heydt 自身が本会議で「新規定によって……工場での営業状態が必ずしも甚しく混乱することはないであろう。⁷⁶⁾」と説明するのもそのためである。

かくして政府案は一部修正（6時間労働制）を経て、下院上院いずれにおいても可決され、任意的工場監督制度を含む1853年法が成立している（5月16日）。このような法案成立の過程に、大衆就学の政策遂行をめぐるブルジョアジーの対立的立場の基本的な解消と肯定的立場の構築を認めることができる。

IV 結語

以上、プロイセン工業化過程における民衆教育の実体とその政策決定過程の動態の分析という研究史に対する若干の問題提起の意図を含めて、初期工場法の成立をブルジョアジー関与の視角から検討してきた。この考察において民衆教育（政策）に対するブルジョアジーの立場の移行の様態が一定程度解明されえたとと思われる。この理

解を前提に、課題との関連で注目すべき論点を抽出し結びとしたい。

その第一は、児童労働問題への対応が単にブルジョアジー内部に止まらず、政策主体内部においても異なっていたことである。前者について言えば、1839年条令の成立をみた三月前期には Schuchard, Hansemann に代表される「ライン自由派」それに Harkort という三つの立場が構成されている。これらの立場は、従来のいわゆる開明的工場主か否かという単純な分別や人道的要因の有無だけでは把握しえない。産業上の立脚基盤と共に新秩序に組込む民衆の評価ないし秩序意識の違いを根底に、児童労働問題理解の多元化が導かれているのである。1837年の請願にしても Schuchard の代表する工場制工業批判に基づく昔日の人間性の謳歌と農業的利害との調和が推進力であって、保護立法自体はブルジョアジーの主流を形成する Hansemann 等の中産身分による民衆支配という立論に圧倒され形骸化している。それは同時に就学義務実施——就学の徹底化——に対する否定的役割行動を意味していた。また政策主体の側にしても、文部省＝陸軍省対内務省（＝商工省）という政策意図の未調整ないし対立が存在し、そのことがブルジョアジー主流に与した形で保護立法を阻害した。

第二は、三月革命期を分岐点とする民衆の反体制化の動きと生産技術変革の本格的開始という新局面に係わる、機械制工業という限定での児童労働の役割転換である。この役割転換を基軸にして、民衆教育の量的質的拡充問題が産業構造との有機的関連性をもって現われている。政策主体内の政策意図の乖離は解消した。1853年法が商工省によって主導されたという事実は、児童労働問題が営業政策分野に係わるという所轄上の関係だけでなく、むしろこの問題の規制を楨桿とした、本格的な工業化段階に対応しうる民衆教育政策——初等技術教育の拡充に方向づけられた一への積極的関与の意欲の表出なのである。そのことは支配体制内に割り込んだブルジョアジーの大衆就学に関する従来の役割転換——肯定的立場の形成——に連なっている。

第三は、こうした児童労働規制とその内容に関しては機械制工業においてすでに不可避とみなされていた事態が想定され、むしろ保守的体制への内縛の服従倫理と結合した就学促進の論理が貫流していたことである。それは一面としては「三月運動」において児童労働禁止の要求を媒介に表現された民衆の自立的な教育要求の増大に対する予防的な政策的対応であった。三月以後の歴史的与件の下で民衆を同等の体制構成主体たらしめようとする Harkort の構想——資本制的社会関係における上昇

可能性の追求——は挫折を免れえない。50年代以降、産業発展と民衆支配に必要な限りでの保守的教育政策推進への関与の要請が、ブルジョアジーの支配的傾向として定着する。Hansemann の立論の基本的意図は継承されることになる。周知のプロイセン三条令（1854年）の容認⁷⁷⁾はその帰結である。従ってこの社会層の就学促進の論理においては、Degenkolb が予見した家内労働分野等への労働児童の沈澱現象やユンカー的利害の貫徹による就学の実質的な限界の問題は、黙認されざるをえないのである。このことは同時に名望家支配期における初等教育政策の限界と矛盾の証左ともみなしうるのである。

註

- 1) 本稿でのこの用語は民衆＝大衆 (Volk) の子弟の教育の意味であって、近代学校教育への対概念 (社会教育) としてもまた「国民教育」との対比の形でも使用されていない。「民衆」の実体として、中層民＝自営小農・小市民層、下層民＝それ以下の「ペーベル」層に加え没落小生産者層・工場労働者等が想定されているが、本稿の主題の下では範疇的には後者が主体となる。
- 2) その意味で本稿は旧稿「プロイセン下院「請願」審議にみるディースターヴェークと“自由派”」(『教育学研究』第42巻第3号所収)と相補の関係にある。
- 3) 最近この問題を Diesterweg 研究に係わらせた増井三夫「F. A. W. ディースターヴェークの“文明の死活問題”の研究——かれの公教育論試論(一)——」(『湘北紀要』第1号所収)の外、雇傭者義務成立の観点から1839年条令の制定事情に言及した宮寺晃夫「プロイセン改革期の義務教育政策——雇傭者“義務”の成立」(世界教育史大系28『義務教育史』講談社、昭和52年所収)が散見される。
- 4) 例えば D.K. Müller: Sozialstruktur und Schulsystem—Aspekte zum Strukturwandel des Schulwesens im 19. Jahrhundert, Göttingen 1977. また社会政策史的論述として H. Volkman: Die Arbeiterfrage im preußischen Abgeordnetenhaus 1848～1869, Berlin (West) 1968.
- 5) 本稿での主要一次史料として①Akten Nr. 278 um den 5. Rheinischer Provinzial-Landtag (以下 Akten Nr. 278 と略記、これは Handschrift である) ②Sammlung sämtlicher Drucksachen der Zweiten Kammer aus der III. Legislatur=Periode 1852 bis 1853. Bd. II Nr. 92 (以下 Nr. 92) Bd. VII Nr. 308(以下 Nr. 308)③Stenographische Berichte über die Verhandlung des preußischen Abgeordnetenhaus 1852～53 (以下 S. B.)④R. Hoppe: Dokumente zur Geschichte des arbeitendes

- Kindes in Deutschland von 1700 bis zur Gegenwart, Berlin 1969 ⑤ R. Alt (hrsg.): Kinder-
ausbeutung und Fabriksschulen, Berlin 1958 ⑥
G.K. Anton (neu hrsg. H. Bülter): Geschichte
der preußischen Fabrikgesetzgebung bis zu
ihrer Aufnahme durch die Reichsgewerbeordnung
(Berlin 1953)—Anlage (巻末史料).
- 6) 本書は、彼が Halle 大学教授・枢密衛生顧問官と
して v. Gossler 文相を通じて蒐集した今日入手が
たい豊富な官庁史料を駆使したものととして比類ない。
Bülterの編集による前掲の1953年版に本書は第1部と
して所収されている。本稿はこの新版を使用してい
る。なお第1部の前半部分については小川利夫氏の邦
訳がある(日本社会事業短期大学『研究紀要』第4
号)。
- 7) さしあたり K. Agahd: Kinderarbeit und Gesetz
gegen die Ausnutzung kindlicher Arbeitskraft
in Deutschland, Jena 1902. J. Kuczynski:
Studien zur Geschichte der Lage des arbeitenden
Kindes in Deutschland von 1700 bis zur Gegen-
wart, Berlin 1968. (前著はゾムバルト文庫所蔵)
- 8) 詳細は Anton: Anlage S. 190~193.
- 9) 川本和良『ドイツ産業資本成立史論』(未来社,
1971年)143頁以下参照。
- 10) Anton: a.a.O., S. 25ff.
- 11) D.K. Müller: a.a.O., S. 179f.
- 12) 寺田光雄「ドイツ近代化と秩序意識の転換——その
構成的枠組」(『社会思想史研究』創刊号ミネルヴァ書
房, 1977年所収)123~127頁参照。
- 13) この全文については W. Schulze: Kinderarbeit
und Erziehungsfragen in Preußen zu Beginn
des 19. Jahrhundert, In: Soziale Welt, Jg. 9
Göttingen 1958. S. 307~309.
- 14) R. Alt: a.a.O., S. 164.
- 15) Berlin 市の救貧制度の一環として1837年以降貧民
子弟に強制入舎が指示された「労働舎 Arbeitshaus」
の制度もその政策的対応である。その組織内容につ
いては, R. Hoppe: a.a.O., S. 42~46.
- 16) Anton: a.a.O., S. 51.
- 17) その場合、内相が若年層の虚弱化の原因を古典語学
校における学習(古典語)過重負担にもあると反駁して
いたこと(ditto. S. 52)に示されるように、中等・高
等教育のあり方に関し新人文主義に基づく古典語中心
体制——専門実科教育の軽視——を維持する文部官僚
の立場と、当面高等技術教育の充実——技術エリート
の養成——をめざす産業官僚の意図との対立という事
情が内包されていた。この点についてはさしあたり高
橋秀行「プロイセンにおける工科系諸学校の生成と発
展—19世紀プロイセン工業育成振興政策研究(三)」(『大
分大学経済論集』第26巻2, 3合併号所収)参照。
- 18) R. Alt: a.a.O., S. 199ff. Keller はこの報告で
Rhein 州工場地帯では「児童の将来にいかなる配慮も
認められない……」ことを指摘している。
- 19) J. Kuczynski: Bürgerliche und halbfeudale
Literatur aus den Jahren 1840 bis 1847 zur Lage
der Arbeiter, Berlin 1960. S. 267~277.
- 20) Akten Nr. 278 Blatt 487~488.
- 21) F. Zunkel: Der Rheinisch-Westfälische Unter-
nehmer 1834~1879, Köln 1962. S. 43ff.
- 22) Akten Nr. 278 Blatt 489.
- 23) ditto. Blatt 490 u. 498.
- 24) ditto. Blatt 489.
- 25) K.-H. Ludwig: Die Fabrikarbeit von Kindern
im 19. Jahrhundert—Ein Problem der Technik-
geschichte. In: Vierteljahrschrift für Sozial-u.
Wirtschaftsgeschichte, Bd. 52 Heft 1, Wiesbaden
1965. S. 68.
- 26) Akten Nr. 278 Blatt 493.
- 27) Anton: a.a.O., S. 64.
- 28) H.W. Erdbrügger: Kinder im Fabrikssystem
—Erster Schritt auf dem Wege zu ihrer Be-
freiung. In: Zur Geschichte und Problematik
der Demokratie, Festgabe für H. Herzfeld, Berlin
(West) 1957. S. 437.
- 29) 彼は「工業従業の学齡児童に対して満足すべき学校
教育及び宗教教育を保障するための州命令」を起草し
(1835年11月)、州会の審議に付されるよう州会と中
央政府に働きかけていた。その詳細については、
Anton: a.a.O., S. 59ff.
- 30) その全文については R. Hoppe: a.a.O., S. 63~
64.
- 31) Anton: a.a.O., S. 71f.
- 32) J. Köster: Der rheinische Frühliberalismus
und die soziale Frage. In: Historische Studien,
Heft 342, Berlin 1938. S. 16ff. (L. C. 所蔵)
- 33) ditto. S. 92.
- 34) ditto. S. 87.
- 35) D.K. Müller: a.a.O., S. 184ff.
- 36) D. Hansemann: Denkschrift über Preußens
Lage und Politik. In: E. Schraepfer (hrsg.):
Quellen zur Geschichte der sozialen Frage in
Deutschland, Bd. I Göttingen 1964. S. 77ff.
- 37) Anton: a.a.O., S. 78.
- 38) J. Kuczynski: Studien zur Geschichte…S.23
- 39) R. Alt: a.a.O., S. 213ff.
- 40) F. Harkort: Bemerkungen über die Hinder-
nisse der Civilisation und Emanzipation der
unteren Klassen, Elberfeld 1844. (neu hrsg. J.

- Ziehen, Frankfurt a.M. 1919) S. 25. (B.L.所蔵)
- 41) ditto. S. 6ff. この点に関しては更に寺田, 前掲論文, 137頁以下参照.
- 42) ditto. S. 23f.
- 43) E. Todt/H. Radandt: Zur Frühgeschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung 1800~1849, Berlin 1950. S. 74ff.
- 44) ditto. S. 86ff.
- 45) ditto. S. 200.
- 46) 柳沢治『ドイツ三月革命の研究』(岩波書店, 昭和49年) 235頁以下参照.
- 47) この項目の詳細については梅根悟『近代国家と民衆教育——プロイセン民衆教育政策史——』(誠文堂新光社, 昭和42年) 240~242頁参照.
- 48) E. Todt/H. Radandt: a.a.O., S.85ff.
- 49) J. Kuczynski: Bürgerliche...S. 277~284.
- 50) L. Berger: Der alte Harkort—Ein westfälische Lebens-und Zeitbild, Leipzig 1895. S. 362. (B.L.所蔵)
- 51) Anton: Anlage S. 201.
- 52) K.-H. Ludwig: a.a.O.
- 53) ヴェ・ダニレフスキイ著, 岡邦雄・榎本セツ共訳『近代技術史』(三笠書房, 1937年) 33頁. および川本, 前掲書, 108~110頁参照.
- 54) 山崎俊雄「世界博覧会と技術進歩」(経済学全集27『資本主義と技術』筑摩書房, 1966年, 別冊) 2~3頁.
- 55) K.-H. Ludwig: a.a.O., S. 70 但し本表は全面的に簡略化修正されている.
- 56) ditto. S. 78.
- 57) ditto. S. 75f.
- 58) Nr. 308 S. 13.
- 59) ditto. S. 48.
- 60) この「反動期」の下院の構成と性格については, さしあたり望田幸雄『近代ドイツの政治構造』(ミネルヴァ書房, 1972年) および H. Volkmann: a.a.O. 参照. なお 1852~55年の下院各派の勢力は, 保守派 128人・自由保守派33人・カトリック派53人・旧自由派 58人・ポーランド派11人・無所属 69人となっている.
- 61) Nr. 92 S. 7~15.
- 62) S.B. Bd. 1 S. 204ff.
- 63) S.B. Bd. 3 S. 1458.
- 64) ditto. S. 1455f.
- 65) ditto. S. 1457 und S. 1468.
- 66) Nr. 308 S. 12.
- 67) ditto. S. 38ff. und S. 47ff.
- 68) ditto. S. 17.
- 69) S.B. Bd. 3 S. 1453f.
- 70) 岩田正美「産業革命下の児童労働と工場立法」(一番ヶ瀬康子編『児童問題講座1——児童政策』ミネルヴァ書房, 1976年所収) 48~49頁 参照.
- 71) S.B. Bd. 3 S. 1467~1468.
- 72) Nr. 308 S. 41.
- 73) S.B. Bd. 3 S. 1469.
- 74) ditto. S. 1467.
- 75) ditto. S. 1452 und S. 1470.
- 76) ditto. S. 1456.
- 77) 前掲拙稿参照.
- <付記> 本稿作成にあたって不可欠な史料“Akten Nr. 278”と“Nr. 92”“Nr. 308”は, それぞれ Archiv-beratungsstelle Rheinland の Dr. Kastner, Staatsbibliothek (West-Berlin) の Herr Knoll 両氏によって入手できた. 記して謝意を表しておきたい.
- 本稿は昭和51年度文部省科学研究費奨励研究(A)「プロイセン下院議会における初等教育政策の研究」の研究成果の一部である.

The Establishment of Early Prussian Factory Laws and the Transformation of the Bourgeoisie' View of *Volksbildung*

Tatsuo Tsushima, Akita University

The problem and protection of child labor forms the foundations of popular school attendance. It is necessary for our image of public education to take concrete shape in this modern age, consequently the historical study of this problem should be important to the study of modern education.

This paper treats the problem and its relation to the bourgeoisie in Prussia—especially legislation for its protection. The main point is the need to clarify the phases of thinking, in other words the “transformation” of that society’s ideas regarding *Volksbildung*. This is an important step in visualizing the concrete shape of the processes of formation and development of elementary educational politics under the rule of the so-called “Germans.” Hasty simplification of the meaning of the term “bourgeoisie” should be avoided. A “social problem”

did exist, but diversification also existed because of the different images and values placed on the word *volk*. There is a tendency to neglect this problem when grasping the meaning of “bourgeoisie.” An examination of this problem leads naturally to an examination of the theory of “indoctrination” of this social class. Child labor problems are useful in considering social and educational problems together as a whole.

This paper explains the route the bourgeoisie followed in proceeding from a stand against the politics of *Volksbildung*—particularly the politics of compulsory school attendance and its nature—to that of recognizing it, including its internal diversification. This process has been clarified by examining bourgeoisie participation in the early factory laws—i. e., the Act of 1839, the Act of 1853, and so on.